

売買春に係る規制の在り方検討会 第9回会議配布資料	8
------------------------------	---

「売買春に係る規制の在り方検討会」
取りまとめ報告書（案）〔改訂版〕

取りまとめ報告書（案）〔改訂版〕

令和●年●月

売買春に係る規制の在り方検討会

「売買春に係る規制の在り方検討会」取りまとめ報告書

目次

第 1	はじめに	1
第 2	本検討会の開催状況	2
第 3	各論点についての議論の結果	4
1	売春の定義（法第 2 条）	4
2	売春及びその相手方となる行為に対する規制の在り方	6
3	勧誘等に対する規制の在り方	8
(1)	売春の相手方となる者による勧誘等に係る処罰規定について	8
(2)	売春目的での勧誘等に係る処罰規定（法第 5 条）について	10
4	法定刑	11
5	その他	13
(1)	法第 1 条の目的規定について	13
(2)	売春をする者に対する保護・支援の在り方について	15
第 4	終わりに	16

資料

- 別添 1 売買春に係る規制の在り方検討会 委員等名簿
- 別添 2 会議の開催状況
- 別添 3 ヒアリング出席者

第1 はじめに

近時、路上等における売買春の勧誘行為等が社会的な問題として指摘され、そうした状況への適切な対処を求める声が上がっている。「売買春に係る規制の在り方検討会」（以下「本検討会」という。）は、こうした状況を含む、近時の社会情勢等を踏まえた売買春に係る規制の在り方について、幅広い知見等に基づいて議論を行うため、開催することとされたものである。

本検討会は、●回にわたる会議を開催し、売買春に係る規制の在り方に関する各論点について議論を行ってきたところであり、ここにその議論の結果を取りまとめ、公表することとした。

第2 本検討会の開催状況

本検討会は、令和8年3月から令和●年●月までの間に、●回の会議を開催した（委員等名簿は別添1、会議の開催状況は別添2のとおり。）。

第1回会議においては、各委員から、検討の進め方や検討すべき論点等について意見が述べられたほか、複数の委員から、検討を進めるに当たって、売買春をめぐる実情等について知見を得るため、ヒアリングの機会を設けるべきとの提案がなされた。

そこで、第2回会議及び第3回会議において、売春当事者の支援を行っている民間団体や、女性支援に関わる公的機関、性風俗業界の実情等に関する知見を有する弁護士からのヒアリングを実施した（出席者は別添3のとおり。）。

その後、第4回会議において、第1回会議における委員からの意見並びに第2回会議及び第3回会議におけるヒアリング出席者からの意見等を踏まえて本検討会で検討すべき論点を整理した。具体的には、

- ① 売春の定義（売春防止法（以下「法」という。）第2条）
- ② 売春及びその相手方となる行為に対する規制の在り方
- ③ 勧誘等に対する規制の在り方
 - ・ 売春の相手方となる者による勧誘等に係る処罰規定について
 - ・ 売春目的での勧誘等に係る処罰規定（法第5条）について
- ④ 法定刑

を検討すべき論点とした。

その上で、第4回会議及び第5回会議において、各論点について一巡目の議論を行ったところ、複数の委員から、特に前記③との関係で、路上等における売買春の勧誘等が行われている地域の実情や警察における売買春の取締状況等についてヒアリングの機会を設けるべきとの提案がなされた。

これを踏まえ、第6回会議において、路上等における売買春が社会問題となっている地域を所管する行政機関の担当者から同地域の実情についてヒアリングを実施するとともに（出席者は別添3のとおり。）、警察庁所属の委員から、警察における売買春の取締り及び防止に向けた取組について説明が行われた。

こうしたヒアリング等の結果を踏まえ、第6回会議及び第7回会議において、各論点について二巡目の議論を行うとともに、前記①から④まで以外に、それらに関連する項目として議論すべきであると委員から提案のあった、

- 法第1条の目的規定
 - 売春をする者に対する保護・支援の在り方
- についても議論を行った。

そして、第8回会議において、座長から、それまでの議論を踏まえて作成した取りまとめ報告書の案が示され、これに基づいて取りまとめに向けた議論を

重ねた結果、第●回会議において、本報告書を取りまとめるに至ったものである。

第3 各論点についての議論の結果

1 売春の定義（法第2条）

「売春」の定義については、法第2条において、「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」と規定されているところ、これを改め、性交（膣内に陰茎を入れる行為）以外の性的な行為もその対象とすべきかについて議論が行われた。

この点については、

- 肛門性交、口腔性交及び膣又は肛門への身体の一部や物の挿入は、身体的・心理的侵襲性において、性交と本質的な差異はないことなどを踏まえると、売春をする者の尊厳保護等の観点からは、これらの行為も「売春」の対象行為に含めるべきである
 - これらの行為の全てを「売春」の対象行為とすることが困難である場合、身体への侵襲性や性感染症のリスクが相対的に大きいと指摘されている肛門性交のみを「売春」の対象行為に加えることが考えられる
- といった意見が述べられた。

もっとも、これに対しては、

- 挿入行為の身体的・心理的侵襲性や性感染症のリスクは、法ではなく、性的自由・性的自己決定権を保護法益とする刑法の不同意性交等罪や感染症予防を目的とする法制度によって対処されるべきものである
 - 性的行為はプライバシー性の高い領域の行為であり、また、不特定の者と金銭の授受を伴う性的な行為を行うことに対する道徳的な考え方や価値判断には様々なものがある中で、そうした行為に対し、法律による規制をもって公権力が介入することには慎重であるべきである
 - 性交以外の行為を「売春」の対象に含めることとした場合、性風俗産業従事者の多くが職を失うなど大きな影響が生じるおそれがある
 - 現下の課題は、路上売買春が公然と行われていることへの対処であり、「売春」の定義を改める必要性が高いとまではいえない
- といった意見が述べられたほか、肛門性交のみを「売春」の対象行為に加えることについて、
- 現時点では、肛門性交のみであっても、「売春」の対象として規制する行為を拡大することについての社会的なコンセンサスがあるとはいえない
 - 肛門性交のみを「売春」の対象行為に加えることとした場合にも、性風俗産業従事者への影響等が生じないとはいえない
 - 妊娠・出産の危険や負担といった人の生命・尊厳に関わる問題を伴う性交を「売春」の対象として特に規制することにも合理性があるといえる
- といった意見が複数の委員から述べられ、性交以外の性的な行為を「売春」の

対象とすることについては、現時点では慎重な検討が必要であるとの意見が大勢であった。

2 売春及びその相手方となる行為に対する規制の在り方

売春をし、又はその相手方となる行為については、法第3条において禁止されているものの、処罰対象とはされていないところ、これを改め、これらの行為を処罰対象とすべきかについて議論が行われた。

まず、売春行為を処罰対象とすることについては、

- 売春をする者の中には、刑罰ではなく、保護や支援の対象とすべき者がいることなどを踏まえると、慎重であるべきである
- といった意見が複数の委員から述べられ、異論は見られなかった。

また、売春の相手方となる行為を処罰対象とすることについては、

- 売春をする者の事情には様々なものがあることなども踏まえると、成人による同意に基づく性交について、その同意を無効とするものの理論的・法的な正当化は困難であり、刑罰をもって公権力が介入することには慎重であるべきである
 - 売春をする者は一律に保護の対象である一方で、売春の相手方となる者は一律にその搾取者であるということを前提に、後者を処罰対象とすることについて、現時点で社会的なコンセンサスが得られているとはいえない
 - 売春の相手方となる行為を一律に処罰の対象とした場合、売買春行為が地下に潜って見えにくくなることによって、売春をする者のリスクが高まったり、福祉的な支援が妨げられるおそれがあるなどの懸念がある
- ことなどから、慎重な検討が必要であるといった意見が複数の委員から述べられ、異論は見られなかった。

その上で、

- 売春の相手方となる行為自体は処罰対象としないこととしつつ、売春をする者の心身の障害や経済的困窮等の脆弱性を利用して売春の相手方となる行為を処罰対象とする規定を新たに設けるべきである
- といった意見が述べられたが、これに対しては、
- 売春をする者の脆弱性を利用した性交については、不同意性交等罪が成立し得るところであり、同罪が成立しない場合について、仮に新たな罰則を設けることを考えるのであれば、法において新たな罪を設けるのではなく、性犯罪として対処することを検討することが適当である
 - 売春をする者の脆弱性を利用して売春の相手方となる行為を処罰対象とする規定を設けることについては、売春の相手方が脆弱性を認識していたことの立証が困難であるという課題や、不同意性交等罪には至らない性交であっても、金銭の授受等を伴うものであれば、当該性交について当罰性があると評価することとなるところ、これを理論的に正当化することは困難であるという課題がある

といった意見が述べられた。

さらに、こうした議論を踏まえ、

- 売春をし、又はその相手方となる行為は、いずれも処罰対象とされていないとしても、法によって禁止されている違法なものであり、特に売春は心身に悪影響を与え得るものであることなどについて、教育現場においてしっかりと周知されるべきである

といった意見も述べられた。

3 勧誘等に対する規制の在り方

(1) 売春の相手方となる者による勧誘等に係る処罰規定について

売春をする目的での勧誘等については、法第5条において処罰対象とされている一方で、売春の相手方となる者による勧誘等については、現行法上、処罰規定が設けられていないことから、売春の相手方となる者による勧誘等を処罰対象とすべきかについて議論が行われた。

この点については、法第5条各号に規定された行為は、社会の風紀を乱し、公衆に迷惑を及ぼすものであることから処罰対象とされていることを前提に、

- 売春をする目的での勧誘等は処罰対象とされている一方で、売春の相手方となる者による勧誘等は処罰対象とされていないという現行法上の不均衡を是正する必要がある
- 現在の売買春をめぐる社会情勢等を踏まえると、売春の相手方となる者による勧誘等についても、社会の風紀を乱し、公衆に迷惑を及ぼすという点では売春目的での勧誘等と異なる

ことなどから、何らかの規制を設けるべきといった意見が複数の委員から述べられ、異論は見られなかった。

その上で、規制の方法については、

- いわゆる路上売春の問題は特定の地域で生じているという実情からすると、法律によって全国一律の規制とするのではなく、売春の相手方となる者による勧誘等及び売春をする目的での勧誘等のいずれについても、条例による地域の実情に応じた規制に委ねるべきである

といった意見が述べられたが、これに対しては、

- 売買春に関する問題は、現在特段問題になっていない地域においても今後起こり得るものであることなどを踏まえると、法律による規制で対応すべきものである
- 売買春目的での勧誘等が規制されるべきものであるということについては、迷惑行為の防止を目的とする条例ではなく、国の考え方として法律において示すべきである

ことなどから、条例による規制は適当でないとの意見が大勢であった。

また、処罰対象とする行為については、

- 公衆の目に触れるような方法での勧誘やSNS等のインターネットを用いた誘引等、法第5条各号に規定された行為と同様の行為を処罰対象とすることが考えられる
- 売春者を物色する行為や、物色する目的で路上を徘徊する行為、売春者からの勧誘に応じる行為についても、売春の相手方となる者による勧誘等

に対する規制を十分なものとする観点から、処罰対象とすることを検討すべきである

- 売春の相手方となる者による、自己を相手方とする売春の周旋を公然と依頼する行為についても処罰対象とすることを検討すべきである

といった意見が述べられたが、これに対しては、

- 法第5条第3号の「客待ち」に対応する行為を処罰対象として規定した場合、売春の相手方となる目的を有する者とそうした目的を有しない者とを客観的な挙動によって区別して立証することには実務上の困難が伴い得ると考えられることから、今後、処罰規定の新設に向けた検討を進める場合には、その点にも留意する必要がある
- 社会の風紀を乱し、公衆に迷惑を及ぼす行為を規制するという観点からは、徘徊行為や勧誘に応じる行為についても処罰対象とすべきと考えられる一方で、条文として規定するに当たっては、処罰すべきでない者が誤って処罰されることとならないよう、処罰対象行為を明確かつ具体的に捕捉して規定することができるかという課題がある
- 売春者からの勧誘に応じる行為や自己を相手方とする売春の周旋を公然と依頼する行為を処罰対象とした場合、それとの均衡上、売春者側の同様の行為についても新たに処罰対象とすべきこととなる可能性も生じるが、売春をする者についての処罰範囲が現行法より拡大されることは適当でない

といった意見が述べられた。

(2) 売春目的での勧誘等に係る処罰規定（法第5条）について

前記(1)のとおり、売春をする目的での勧誘等は、法第5条において処罰対象とされているところ、これを改め、そうした行為を処罰対象としないこととすべきかについて議論が行われた。

この点については、

- 売春をする者には支援を要する者が多いことを踏まえると、売春をする者による勧誘等を処罰対象とする必要があるかは疑問であり、法第5条を廃止した方がよい

といった意見が述べられたが、これに対しては、

- 売春をする者の中には保護の対象とすべき者が多くいるとは思われるものの、法第5条の保護法益を前提とすると、売春をする者による勧誘等について、社会の風紀を乱し、公衆に迷惑を及ぼすという法益侵害がないと考えることは困難である
- 自らの意思で売春をする者も一定数いることを否定できないことからすると、そうした者も含めて売春をする者を一律に保護の対象と考えて処罰対象から除外することは困難である
- 売春をする目的での勧誘等に係る処罰規定を廃止した場合、そうした行為が許容されているという誤ったメッセージとして社会的に受け止められるおそれがある

ことなどから、法第5条の売春をする目的での勧誘等に係る処罰規定を維持することが適当であるとの意見が大勢であった。

その上で、同条の運用については、

- 売春をする者には保護・支援を要する者が多いことを踏まえ、そうした者を確実に必要な保護・支援につなぐなど、個別の事情に応じてより一層適切な対応がなされることが重要である

といった意見が複数の委員から述べられ、異論は見られなかった。

4 法定刑

現行法においては、法第5条から第13条までに罰則が定められ、また、法第9条から第13条までの罪については法第14条に両罰規定が設けられているところ、これらの罰則の法定刑を引き上げるべきかについて議論が行われた。

まず、法定刑のうち拘禁刑については、

- 各条の罪の科刑状況を見ても法定刑の上限へのいわゆる張り付き現象が生じているとはいえないことや、法制定当時参考とされた他の法令の法定刑の自由刑もその後引き上げられていないことなどを踏まえると、現時点において、法定刑の上限を引き上げる必要性があるとはいえない

といった意見が複数の委員から述べられ、異論は見られなかった。

他方で、法定刑のうち罰金刑については、

- 各条の罪の科刑状況を見ると法定刑の上限への張り付き現象が生じていることや、犯罪抑止の観点から十分なものとはいえないことなどを踏まえると、他の関連する罪の法定刑との均衡も考慮しつつ、法定刑の上限を引き上げる必要がある

といった意見が複数の委員から述べられ、異論は見られなかった。

また、両罰規定が設けられている罪についていわゆる法人重科の規定を設けることについては、

- 各罪の科刑状況を見ると、両罰規定が適用された事例は多くないものの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）においては、無許可営業等の罪について法人重科が定められていることや、風営適正化法上の営業の届出を行っている業者が、売春を行う場所の提供によって多額の売上げを得たとされる事案もあることからすると、犯罪抑止や不正利益の剥奪等の観点から法人重科の規定を設けることも選択肢の一つとして考えられる

といった意見が述べられたが、これに対しては、

- 風営適正化法では法人が業として行う行為を規制する必要性が高いのに対し、法は、売春助長行為等を処罰することによって売春の防止を図ることを目的としており、その保護法益が異なることなどを踏まえると、必ずしも風営適正化法と同様に法人重科の規定を設ける必要があるとはいえないのではないか

といった意見が述べられた。

さらに、売春の相手方となる者による勧誘等に係る処罰規定を新設する場合における法定刑については、

- 法第5条の罪と同様に減軽的な扱いをする理由はないことからすると、法第6条を超えない限度で法第5条より重いものとし、少なくとも拘禁刑と罰

金刑の任意的併科を可能とすることが妥当である
といった意見が述べられたが、これに対しては、
○ 売春の相手方となる者による勧誘等と法第5条の罪とでは、保護法益を侵害する程度は同じであることを踏まえると、後者について前者より軽い法定刑とすることが適当とはいいい難いのではないかと
といった意見が述べられた。

5 その他

(1) 法第1条の目的規定について

法第1条においては、「売春が人としての尊厳を害し、性道德に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることに鑑み、売春を助長する行為等を処罰することによつて、売春の防止を図ることを目的とする」と規定されているところ、こうした規定を見直すべきかについて議論が行われた。

この点については、

- 法第1条においては、売春について3つの要素が並列的に規定されているが、これを改め、人としての尊厳を害するという点が最も本質的であることが分かるようなものとするとともに、少なくともやや時代とかい離しつつある性道德に反するという点は売春者の尊厳の保護と整合しないことなどから削除し、また、買春側の需要に要因があることを示すため、「売春」ではなく「買春」を主語とするべきである

といった意見が述べられたが、これに対しては、

- 人としての尊厳が害される点を最も重視すべきとの考え方もあり得るものの、性道德や善良の風俗についても法によって守られるべき価値のあるものであって、多様な価値観を尊重する観点からも、目的規定において優劣をつけるべきとはいえないこと
- 売買春というものに対する考え方や価値観には様々なものがあり、法の目的について前記のように考えることに対する社会的なコンセンサスが得られているとはいえないこと
- 法が規定する罪は、人の尊厳を害する側面はあるものの、風俗犯としての罪質を有するものであり、人としての尊厳という個人的法益に重きを置いて捉えた場合、かえって個人の自己決定権の行使の結果である売買春に対する国家の介入は不当であるとの議論を招きかねないこと

などから、法第1条の規定を改めることについては慎重な検討が必要であるとの意見が大勢であった。

また、法において「買春」との用語を規定することについては、

- 現行法の「(売春)の相手方となる行為」との規定ぶりを維持した場合、売春に付随する従属的な行為にとどまるという印象を与えかねない。買春行為自体にも問題があることを明確にし、そのことを国民や教育現場に明確に伝える観点から、「買春」との用語を規定するのが適當ではないか

といった意見が述べられたが、これに対しては、

- 法は、売春をする者が売春をせざるを得なくなる事態を防ぐことを目的とし、それに必要な範囲で売春助長行為等を処罰することとしているところ、そうした建て付けを前提とすると、売春の相手方となる行為を「買春」

と規定する必要性は乏しい上、「買春」という用語を用いた場合、そうした法の趣旨がかえってぼやけてしまうおそれがあることに留意する必要がある

といった意見が述べられた。

さらに、法第1条の在り方に関連する点として、法の題名について、

- 「売春防止法」との名称は、売春にのみ焦点が当たり、売春をする者が悪いとの印象を与え得るものであることなどから、「売買春防止法」と改めることが考えられる

といった意見が述べられたが、これに対しては、

- 「売春防止法」との名称は、法が、売春をする者を「悪」と捉えているのではなく、売春をする者が売春をせざるを得なくなる事態を防ぐことを目的としていることを的確に表すものであり、これを「売買春防止法」などと改めた場合、売春をする者の保護・支援の視点がかえってぼやけてしまうおそれがあることを踏まえると、法の題名を改めることには慎重な検討が必要である

といった意見が述べられた。

(2) 売春をする者に対する保護・支援の在り方について

売買春に係る規制の在り方と密接に関連するものとして、売春をする者に対する保護・支援の在り方について議論が行われた。

この点については、

- 売春をする者の中には、困難な事情を抱え、保護・支援を必要としている者が多いものの、現行法の運用においては、そうした者を支援や福祉に確実につなぐことが難しい場合があるように思われ、本検討会における議論を一つの契機として、関係機関において、支援体制の整備や法の運用についてより一層適切な対応がなされることが必要である

といった意見が複数の委員から述べられ、異論は見られなかった。

特に、法の運用については、

- 法第5条の罪を犯した者について、類型的に保護の必要性や責任減少が認められるとまではいえないものの、個別の事案において、売春をする者の刑事処分や量刑を判断するに当たっては、売春に至った経緯や経済的事情、支援の必要性等の事情を十分に考慮することについて、法に何らかの規定を設けることも含め、検討がなされるべきである

といった意見が複数の委員から述べられた。

第4 終わりに

本検討会においては、実態に即した売買春に係る規制の在り方について、各委員が、それぞれの専門的知見をいかし、ヒアリング等によって得られた近時の売買春をめぐる実情等に関する知見を踏まえつつ、幅広い観点から検討を行った。その議論の結果をまとめた本報告書は、今後の検討の方向性や検討を行う場合の課題・留意点等を示すものであり、今後、法務省において、その内容を十分に踏まえつつ、必要な法整備に向けた具体的な検討を進められることを求めたい。

併せて、特に、売春をする者については、その多くが、家庭環境の問題や経済的困窮等の困難な事情を抱え、保護・支援を必要とするものであることを踏まえ、法の運用に当たっては、警察や検察をはじめとする関係機関において、本報告書の内容をも踏まえ、より一層適切な対応がされることを期待したい。

売買春に係る規制の在り方検討会 委員等名簿

(令和8年9月17日現在)

○ 委 員

【座長】

きた	がわ	か	よ	こ	
北	川	佳	世	子	早稲田大学法学学術院教授

【委員】

いり	え	じゅん	こ		
入	江	淳	子		東京地方検察庁刑事部副部長

うす	い	ま	ゆ	こ	
薄	井	真	由	子	静岡地方裁判所沼津支部部総括判事

おお	さわ	よう	い	ち	ろ	う	
大	沢	陽	一	郎			株式会社宮城テレビ放送常務取締役

おお	はし	くん	べい		
大	橋	君	平		弁護士（東京弁護士会所属）

かわ	さき	とも	み		
川	崎	友	巳		同志社大学法学部教授

さくら	い		つつみ		
櫻	井		鼓		追手門学院大学心理学部教授

さ	とう	よう	こ		
佐	藤	陽	子		成蹊大学法学部教授

だい	もん	まさ	ひろ		
大	門	雅	弘		警察庁生活安全局保安課長

ふる	かわ	のぶ	ひこ		
古	川	伸	彦		名古屋大学大学院法学研究科教授

ほし		しゅう	い	ち	ろ	う	
星		周	一	郎			東京都立大学法学部教授

(敬称略、五十音順)

○ オブザーバー

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

会議の開催状況

- 第1回 令和8年3月24日開催
 - ・ 座長及び委員の自己紹介
 - ・ 議事の公開等について
 - ・ 検討の進め方等について

- 第2回 令和8年4月7日開催
 - ・ ヒアリング

- 第3回 令和8年4月23日開催
 - ・ ヒアリング

- 第4回 令和8年5月29日開催
 - ・ 論点の整理について
 - ・ 論点についての議論
 - ・ 売春の定義
 - ・ 売春及びその相手方となる行為に対する規制の在り方

- 第5回 令和8年6月10日開催
 - ・ 論点についての議論
 - ・ 勧誘等に対する規制の在り方
 - (1) 売春の相手方となる者による勧誘等に係る処罰規定について
 - (2) 売春目的での勧誘等に係る処罰規定について
 - ・ 法定刑

- 第6回 令和8年7月3日開催
 - ・ ヒアリング
 - ・ 警察庁生活安全局からの説明
 - ・ 論点についての議論
 - ・ 売春の定義
 - ・ 売春及びその相手方となる行為に対する規制の在り方
 - ・ 勧誘等に対する規制の在り方
 - (1) 売春の相手方となる者による勧誘等に係る処罰規定について
 - (2) 売春目的での勧誘等に係る処罰規定について

○ 第7回 令和8年7月16日開催

- ・ 論点についての議論
 - ・ 法定刑
 - ・ その他

○ 第8回 令和8年8月24日開催

- ・ 取りまとめ報告書（案）について

○ 第9回 令和8年9月17日開催

- ・ 取りまとめ報告書（案）〔改訂版〕について

ヒアリング出席者

【第2回会議】（令和8年4月7日開催）

- かな 金 じり 尻 カズナ 「NPO法人ぱっぷす」理事長
- うち 内 だ 田 え 絵 り 梨 「NPO法人ぱっぷす」副理事長
- おか 岡 めぐみ 恵 「NPO法人ぱっぷす」相談支援員
- A 「NPO法人ぱっぷす」アウトリーチ担当スタッフ

- げい ま き ま き 「SWASH」代表

【第3回会議】（令和8年4月23日開催）

- たか 高 ぎし 岸 さと 聡 こ 子 東京都女性相談支援センター所長

- わか 若 ぼやし 林 しょう 翔 グラディアトル法律事務所、東京弁護士会

【第6回会議】（令和8年7月3日開催）

- かね 金 こ 子 おきむ 修 新宿区危機管理担当部長
- あさ 浅 み 見 ひで 英 ゆき 之 新宿区危機管理担当部副参事（安全・安心対策担当）
(敬称略、ヒアリング順)